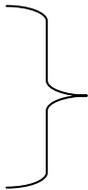


事務連絡
平成 24 年 8 月 27 日

保険医療機関
保険薬局
訪問看護ステーション



御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の
一部負担金等免除証明書の取扱いに関するポスターの送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金等免除証明書の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）においてお示ししているところですが、今般、当該取扱いに関する周知用のポスター（「医療機関等で受診される被災者の方々へ」）を送付させていただきますので、窓口に掲示するなど、受診される被災被保険者等に対しての周知に御協力をお願いいたします。